

大王製紙健康保険組合
組合員 各位

大王製紙健康保険組合
理事長 棚橋 敏勝

大王製紙健康保険組合 規約の改定について

令和 8 年 7 月 28 日(火)に開催しました第 171 回組合会において、当健康保険組合の加入事業所、保険給付制度について定める当組合規約が改定されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき公告します。

記

新(変更後)	旧(変更前)
別表 1 (第 4 条関係) 事業所の名称及び所在地 名 称 所在地 大王製紙株式会社 愛媛県 四国中央市 (中略) (中略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	別表 1 (第 4 条関係) 事業所の名称及び所在地 名 称 所在地 大王製紙株式会社 愛媛県 四国中央市 (中略) (中略) <u>エリエールフィールド</u> <u>東京都千代田区</u> <u>パートナー株式会社</u>
別表 2 (第 9 条関係) 互選議員の選挙区及び議員数 選挙区 選挙区の範囲 互選議員数 第 1 区 同右 4 第 2 区 ダイオーエンジニアリング 8 株式会社、大王製紙保安検査シス テム株式会社、丸菱ペーパーテック 株式会社、エリエールライフ株式会 社、四国紙販売株式会社、エリエー ルペーパーテクノロジー株式会社、 エリエールプロダクト株式会社、ダ イオーロジスティクス株式会社、ダ イオーエコワーク株式会社、ダイオ ーペーパープロダクツ株式会社、株 式会社 E B S、大日製紙株式会社、 エリエールペーパー株式会社、ダイオ ーミウラ株式会社、エリエールテク セル株式会社、エリエールペーパーテ クノロジー東海株式会社、株式会社 エリエールリゾーツゴルフクラブ、 大津板紙株式会社、大津紙運輸株式 社、大津紙工株式会社、大王パッケ ージ株式会社、大王製紙パッケージ運 輸株式会社、中部大王製紙パッケージ運 輸株式会社、寄居印刷紙器株式会社、	別表 2 (第 9 条関係) 互選議員の選挙区及び議員数 選挙区 選挙区の範囲 互選議員数 第 1 区 大王製紙株式会社、大王 4 製王製紙労働組合、大王製紙消費 生活協同組合及び大王製紙健康保 険組合 第 2 区 ダイオーエンジニアリング 8 株式会社、大王製紙保安検査シス テム株式会社、丸菱ペーパーテック 株式会社、エリエールライフ株式会 社、四国紙販売株式会社、エリエー ルペーパーテクノロジー株式会社、 エリエールプロダクト株式会社、ダ イオーロジスティクス株式会社、ダ イオーエコワーク株式会社、ダイオ ーペーパープロダクツ株式会社、株 式会社 E B S、大日製紙株式会社、 エリエールペーパー株式会社、ダイオ ーミウラ株式会社、エリエールテク セル株式会社、エリエールペーパーテ クノロジー東海株式会社、株式会 社エリエールリゾーツゴルフクラブ、 大津板紙株式会社、大津紙運輸株式 社、大津紙工株式会社、大王パッケ ージ株式会社、大王製紙パッケージ運 輸株式会社、中部大王製紙パッケージ運 輸株式会社、寄居印刷紙器株式会社、

上村紙工株式会社、芳川紙業株式会社、吉沢工業株式会社、株式会社大貴 <u>(削除)</u>	上村紙工株式会社、芳川紙業株式会社、吉沢工業株式会社、株式会社大貴、<u>エリエールフィールドパートナー株式会社</u>
第3区 同右 2	第3区 カミ商事株式会社、タイカワ運輸株式会社、愛媛製紙株式会社、株式会社丸和、日本興運株式会社、カミ鉄工株式会社、タイカワ商事株式会社、エルモア株式会社、愛媛パッケージ株式会社、三共エンジニアリング株式会社、大王海運株式会社、三共オートサービス株式会社、美須賀海運株式会社 2
(一部負担還元金) 第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金についてその還元を行う。 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養を除く。）に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、<u>別表4に定める適用区分による自己負担額</u>を控除して得た額とする。 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときはその額を前項の規定により算出した額から控除する。 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。	(一部負担還元金) 第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金についてその還元を行う。 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養を除く。）に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、<u>30,000円</u>を控除して得た額とする。 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときはその額を前項の規定により算出した額から控除する。 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
(付加給付) 第55条 この組合が法第53条の規定により支給する付加給付は、次のとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) 埋葬料付加金 (4) 家族療養費付加金 (5) 合算高額療養費付加金 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。	(付加給付) 第55条 この組合が法第53条の規定により支給する付加給付は、次のとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) 埋葬料付加金 (4) 家族療養費付加金 (5) 合算高額療養費付加金 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。
(訪問看護療養費付加金) 第56条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚	(訪問看護療養費付加金) 第56条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚

生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を、控除して得た額から <u>別表 4 に定める適用区分による自己負担額</u> を控除して得た額とする。	生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を、控除して得た額から <u>30,000 円</u> を控除して得た額とする。
3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。	3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。	4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
（家族訪問看護療養費付加金）	（家族訪問看護療養費付加金）
第 57 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。	第 57 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。
2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を、控除して得た額から <u>別表 4 に定める適用区分による自己負担額</u> を控除して得た額とする。	2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を、控除して得た額から <u>30,000 円</u> を控除して得た額とする。
3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。	3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。	4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
（埋葬料付加金）	（埋葬料付加金）
第 58 条 被保険者が死亡したときは、法第 100 条第 1 項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、被保険者の標準報酬月額半額に相当する額を支給する。ただし、その額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円とする。	第 58 条 被保険者が死亡したときは、法第 100 条第 1 項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、被保険者の標準報酬月額半額に相当する額を支給する。ただし、その額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円とする。
（家族療養費付加金）	（家族療養費付加金）
第 59 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。	第 59 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。
2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養	2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養

費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から別表 4 に定める適用区分による自己負担額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（合算高額療養費付加金）

第 60 条 法第 115 条の規定により、同一月において被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者 1 人の診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。)につき、それぞれ別表 4 に定める適用区分による自己負担額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表 4（新設）
【自己負担限度額】

適用区分		自己負担限度額
69 歳以下	70 歳以上	
区分ア	現役並Ⅲ	70,000 円
区分イ	現役並Ⅱ	60,000 円
区分ウ	現役並Ⅰ	40,000 円
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	40,000 円
区分オ	住民税非課税	30,000 円

附 則
（施行期日）
この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 30,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（合算高額療養費付加金）

第 60 条 法第 115 条の規定により、同一月において被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者 1 人の診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。)につき、それぞれ 30,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。